

5. 精米年月日表示の見直し

農林水産省において設置された農産物の物流合理化に関する勉強会・米分科会（平成31年3月以降開催）において、精米年月日表示については、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、米穀の販売業者に対して、その表示が義務付けられているところであるが、

- ① 消費者は、精米年月日の新しいものを手に取り購入する傾向があるため、精米年月日から一定期間経過後の精米は、十分に食用可能であるにもかかわらず、精米年月日が古いという理由だけで廃棄又は販売外とされ、食品ロスが助長されていること、
- ② 米卸売業者は、「精米年月日」を起点として早く販売しなければならないという商慣習により、小売・量販店側から精米後短期間での配送が求められ、これにより日ごとの多頻度・少量配送が助長され、昨今のトラック・ドライバー不足とあいまって物流コストの増大につながり、その増加コスト分が商品価格に転嫁されたり、物流が滞ることにより精米商品そのものの配送が困難になりかねない状況が生じていること

から結果として消費者にも不利益な状況となっているため、精米年月日表示を見直すべきとされた。

上記勉強会・米分科会における「精米年月日」表示見直しの議論を踏まえ、農林水産省から見直しの要請があったことから、「精米年月日」表示について基準別表第3及び第24の玄米及び精米の項を改正し、「精米年月日」表示に加え、「精米年月（上/中/下旬）」も表示できるようにする。

「精米年月日」表示に加えて、10日の幅を持たせた「精米年月（上/中/下旬）」表示を可能とすることで、

- ①過度な鮮度重視の商品管理及び消費行動によって生じる食品ロスの削減
- ②精米後短期間での配送などの多頻度・少量輸送を助長する即配慣行の緩和等の物流の合理化に伴う精米商品の安定配送の促進や中間コストの削減が効果として見込まれる。

精米年月日表示に関する基準の改正について

農林水産省において行われた農産物の物流合理化に関する勉強会・米分科会の議論を踏まえた農林水産省の要請を検討した結果、基準別表第3及び第24の玄米及び精米の項を改正し、調製時期、精米時期及び輸入時期について、「年月日」表示に加えて「年月（上/中/下旬）」表示ができるように改める。

改正案 別表第3

食品	玄米及び精米			
用語	現行	調製年月日	精米年月日	—
	改正案	調製時期	精米時期	輸入時期
定義	現行	原料玄米を調製した年月日をいう。	原料玄米を精白した年月日をいう。	—
	改正案	原料玄米を調製した年月旬又は年月日をいう。	原料玄米を精白した年月旬又は年月日をいう。	玄米又は精米を輸入した年月旬又は年月日をいう。

改正案 別表第24

食品	玄米及び精米	
表示事項	現行	調製年月日、精米年月日又は輸入年月日
	改正案	調製時期、精米時期又は輸入時期
表示の方法	現行	玄米にあっては調製年月日を、精米にあっては精米年月日を、輸入品であって調製年月日又は精米年月日が明らかでないものにあっては輸入年月日を年月日の順で表示する。ただし、調製年月日、精米年月日又は輸入年月日の異なるものを混合したものにあっては最も古い調製年月日、精米年月日又は輸入年月日を表示する。
	改正案	玄米にあっては調製時期を、精米にあっては精米時期を、輸入品であって調製時期又は精米時期が明らかでないものにあっては輸入時期を年月旬又は年月日の順で表示する。ただし、調製時期、精米時期又は輸入時期の異なるものを混合したものにあっては最も古い調製時期、精米時期又は輸入時期を表示する。